



平成20年版

# 環境白書

概要版

秋田県

# 環境白書の発刊に当たって



秋田県知事

秋田県城

私たちのふるさと秋田県は、世界遺産の白神山地をはじめ、豊かな水と緑に恵まれており、その恩恵の下に様々な歴史・文化・伝統などが育まれてきました。私たちは、これらのすばらしい環境を守り、県民の貴重な財産として、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、このような恵まれた環境も、私たちの活動が便利で多様になる中で、多くの課題に直面しています。

とりわけ、地球温暖化は、現代に生きる私たちに課せられた最も大きな課題となっています。

また、大量消費・大量廃棄型の社会から環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換していくための取組を推進しなければなりません。

これらの環境問題を解決していくためには、行政のみならず、県民・事業者の方々の皆さま一人ひとりの主体的な取組が不可欠です。

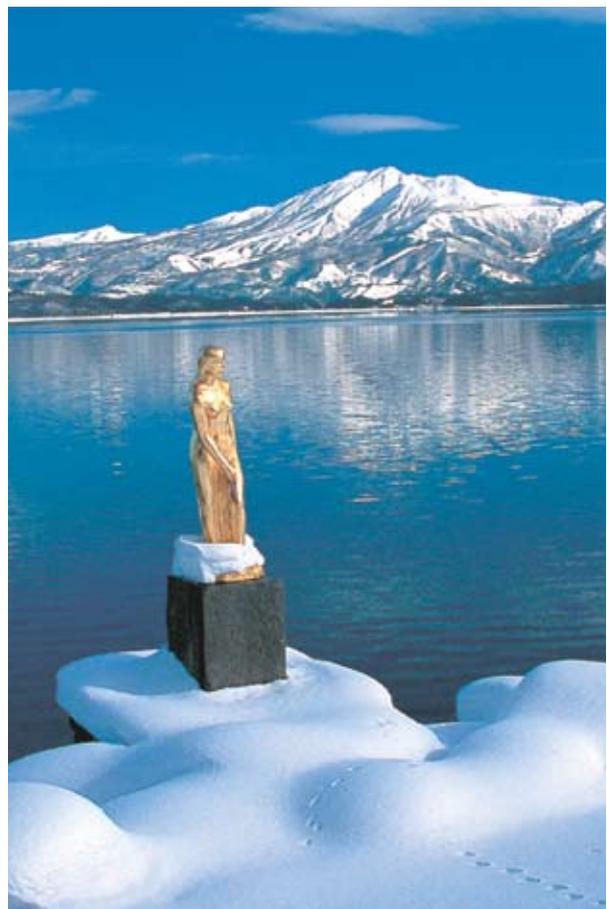
この環境白書は、平成19年度における本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものです。本書を通じて多くの県民の皆さまに環境への理解と関心を高めていただき、全国に誇れる「水と緑の秋田」の実現を目指して、県民の皆さまとともに取り組んでいきたいと考えています。

平成21年1月

## 目次

白書本編の関連頁

本県の環境施策の枠組み	10	1
<b>第1章 自然と人との共存</b>		
自然環境の体系的保全	13	2
自然とのふれあいの確保	20	4
農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上	26	6
快適環境の確保	32	8
環境美化への取組	36	9
<b>第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築</b>		
大気環境	38	10
水環境	53	12
騒音、振動、悪臭、鉱山鉱害及び土壌汚染対策	72	15
化学物質対策	78	17
廃棄物対策、リサイクル	85	19
公害紛争の処理及び環境事犯の取締り	105	25
<b>第3章 地球環境保全への積極的な取組</b>		
地球温暖化対策	109	26
オゾン層保護対策	117	28
<b>第4章 環境保全に向けての全ての主体の参加</b>		
環境に配慮した自主的行動の促進	118	29
環境教育・環境保全活動の推進	119	30
<b>第5章 共通的・基盤的施策の推進</b>		
共通的・基盤的施策の推進	126	33



田沢湖

# 本県の環境施策の枠組み

## 秋田県環境基本条例

平成9年12月に「環境保全に関する基本理念」、「県・市町村・事業者・県民の責務」、「環境施策の基本的事項」などを明らかにした「**秋田県環境基本条例**」を制定しました。

### 基本理念

- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③地球環境保全の推進

## 秋田県環境基本計画

風かおる緑豊かな秋田を将来へ

秋田県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成10年3月に「**秋田県環境基本計画**」を策定しました(平成15年6月に改定)。この計画では、県民がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しています。

環境への負荷の少ない  
循環を基調とした社会の構築

### 目指すべき環境像

自然と人との共存

地球環境保全への  
積極的な取組

環境保全に向けて  
全ての主体の参加

### 環境基本計画の推進体制

#### 推進主体

県  
事業者  
民間団体

- 環境保全に関する意見・提言
- 環境保全に向けた協働の推進

○意見・提言

- 各主体の活動状況の把握
- 情報提供

#### 県

環境調整会議

- 計画の進行管理
- 各主体意見の施策への反映

○報告

○提言

環境審議会

## 環境白書

秋田県環境基本条例において、県は毎年環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を公表することとされ、「**環境白書**」として公表しています。

# 第1章 自然と人との共存

## 自然環境の体系的保全

本県は、日本海と奥羽山脈に囲まれた約11,600 km<sup>2</sup>の県土を有しており、そこには多様な自然環境が形成され、多種多様な動植物が見られます。この恵まれた自然環境は、我々だけではなく、後世にわたり良好な状態で引き継がなければならないものです。そのためには、自然環境調査を行い、それに基づいた体系的な保全を図るとともに、自然とのふれあい活動などを通じて、自然保護意識の普及啓発を推進していく必要があります。

### 1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切です。

このため、①県内各地でのモデル的な自然観察会の開催、②自然観察会の指導者等を対象とした自然観察リーダー研修会の実施、③自然ふれあい施設「秋田県環境と文化のむら」での自然観察会、講習会の実施などの施策を推進しています。

#### ○平成19年度モデル自然観察会

実施箇所	参加者
横沢公園（大仙市太田町）	8名
岳岱（藤里町）	28名
湯沢市「市民の森」（湯沢市）	35名

#### ○平成19年度自然観察リーダー研修会

実施箇所	参加者
八峰町	40名

### 2 自然環境保全地域等の指定・管理

秋田県の貴重な自然環境を保全するために、平成20年3月31日現在、自然環境保全地域が17箇所、緑地環境保全地域が4箇所指定されています。また、自然環境保全地域等の現況調査を行うとともに、自然環境保全地域の巡視歩道の管理や標識等の整備を行いました。



丁岳自然環境保全地域

### 3 自然環境の保全管理

県内の自然環境の保全状況の把握、保全のための指導を行うために、秋田県自然環境保全条例により自然保護指導員が配置されています。平成20年3月31日現在、全県で51名が任命されています。

## 4 秋田県版レッドデータブック

「レッドデータブック」とは絶滅のおそれのある野生動植物についての本のことです。秋田県版レッドデータブックは平成14年に発表され、秋田県内に生息・生育する野生動植物のうち、絶滅のおそれのある種など、1,235種について記載されています。現在、将来的な改訂に向けての情報収集等を行っています。

## 5 野生鳥獣の保護

県内に生息する多種多様な野生鳥獣の保護のため、鳥獣保護事業計画（5か年計画）を策定し、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護区の指定、鳥獣の分布調査、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の保護、カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマの生息調査と保護管理計画の策定などの施策を実施しています。



収容されたムササビ（鳥獣保護センター）

## 6 温泉の保護と利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成20年3月31日現在の温泉地数が132地域、浴用・飲用向けの温泉総数が524箇所、平成19年度の宿泊利用人員は2,191千人となっています。また、八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国から国民保養温泉地として指定されています。

一方、地熱水の利用による発電等の他目的利用も行われています。

県では、温泉を保護するとともにその適正利用を図るため、温泉法に基づく掘削、動力装置の設置、温泉利用の許可などを行っているほか、温泉保護地域を定め掘削、増掘等の規制を行っています。

### ○市町村別温泉源泉数（浴用・飲用分）

（平成20年3月31日現在）

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	25	大仙市	30	五城目町	7
能代市	7	北秋田市	16	八郎潟町	2
横手市	34	にかほ市	15	井川町	0
大館市	41	仙北市	48	大潟村	2
男鹿市	23	小坂町	5	美郷町	5
湯沢市	84	上小阿仁村	4	羽後町	1
鹿角市	121	三種町	7	東成瀬村	6
由利本荘市	31	八峰町	4		
潟上市	3	藤里町	3	県計	524

## 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目（単位）	基準年・値		H18	H19	目標値(H22)
自然環境保全地域等の指定数(地域)	13	19	21	21	25
レッドリスト作成分類群数(群)	13	8	8	8	12

# 自然とのふれあいの確保

本県は、八幡平や秋田駒ヶ岳などの火山、十和田湖・田沢湖といったカルデラ湖、数多くの渓谷など、特色ある自然景観に恵まれています。そこでは、優れた景観と多様な高山植物などを楽しむことができるとともに、名瀑探勝や秘湯、キャンプ体験などのできる有数のアウトドアスポットとしても注目を集めています。

また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景として、自然とのふれあいを求める機運が一層高まってきており、県では、豊かで美しい秋田の自然環境を保全しつつ、本来の自然とより積極的にふれあえる県土づくりに取り組んでいます。

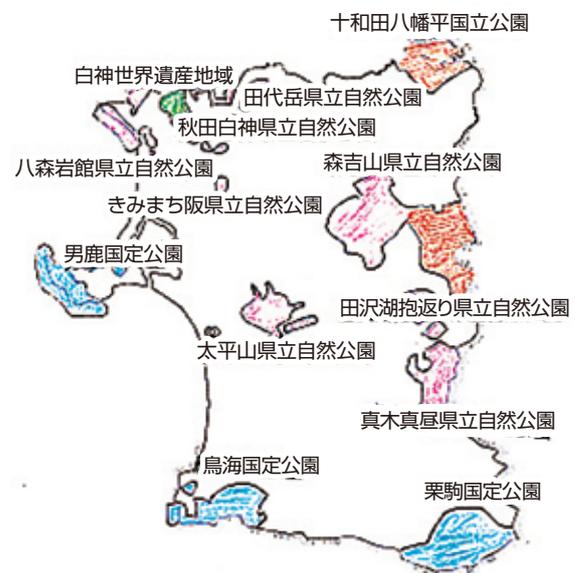
## 1 自然公園の保護と整備

### (1) 秋田県自然公園

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海、栗駒、男鹿の三つの国立公園と八つの県立自然公園があり、県土の約11%を占めています。そこには自然とのふれあいを求め、県内外から数多くの利用者が訪れています。

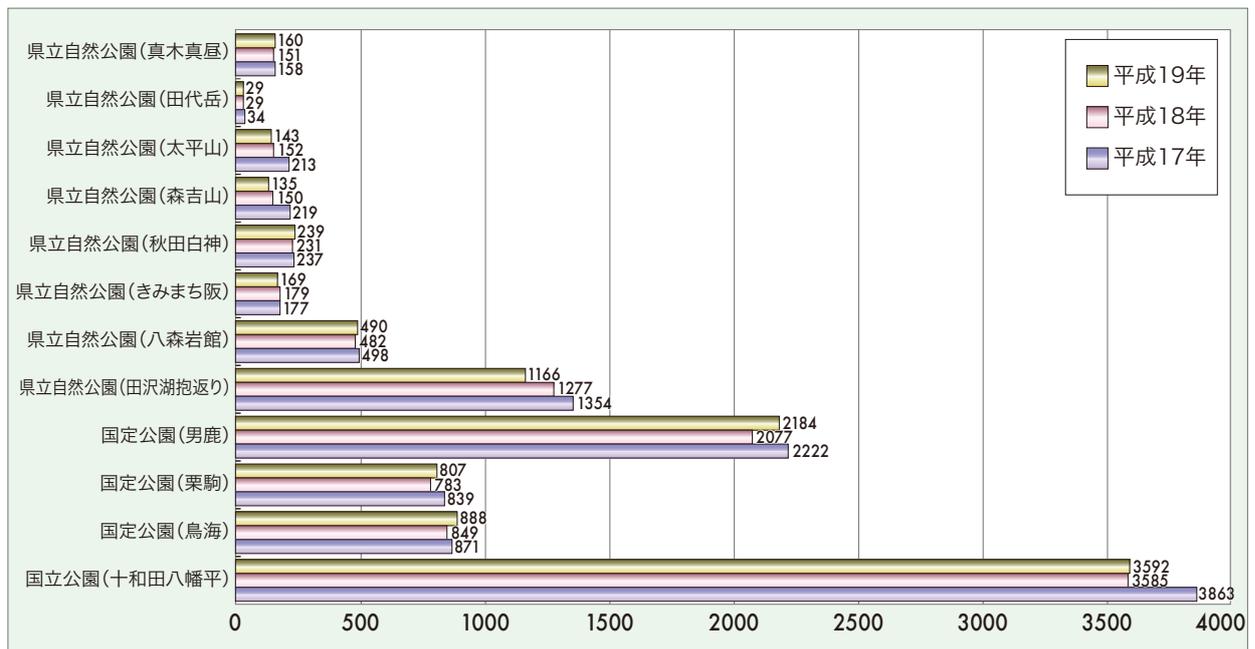
### (2) 自然公園の利用状況

自然公園の適正な利用を図るため様々な施設の整備を進めており、これらの施設を活用して、自然探勝、温泉利用、登山、キャンプなど、多様な利用がなされています。



### ○自然公園の利用状況

(単位：千人)



### (3) 自然公園等の管理と利用者指導

自然公園等の管理と充実のため20名の自然公園管理員を配置し、高山植物の盗採の防止や、施設の維持管理、公園利用者のマナー指導などの業務を行っています。

また、自然保護意識の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンターなどの整備に努めています。

#### ○ビジターセンター一覧

(平成20年3月31日現在)

施設名	公園名	整備年度	延床面積	建築主体
八幡平ビジターセンター	十和田八幡平国立公園	平成13年度	802㎡	環境省
玉川温泉ビジターセンター	十和田八幡平国立公園	平成9年度	803㎡	県
秋田駒ヶ岳情報センター	十和田八幡平国立公園	平成17年度	512㎡	県
鉾立ビジターセンター	鳥海国定公園	昭和60年度	378㎡	県
素波里ふるさと自然公園センター	秋田白神県立自然公園	昭和58年度	375㎡	県
白神山世界遺産センター	白神山世界遺産地域	平成10年度	719㎡	環境省
森吉山野生鳥獣センター	森吉山国設鳥獣保護区	平成16年度	522㎡	環境省
環境と文化のむら		平成7年度	51.2ha*	県

\*敷地面積

#### 用語解説

##### ○ビジターセンター

自然公園を訪れる方々に自然とのふれあいに必要な情報をきめ細かく提供する施設です。展示や映像、ビジターセンター主催の様々な自然とのふれあい活動プログラムを通して自然がわかりやすく理解できるようになっています。

### (4) 自然公園の整備状況

利用者の利便性、安全性の確保のため、駐車場や避難小屋の整備に加え歩道の木道化やトイレの水洗化など施設の整備・更新を行っています。

#### ○平成19年度自然公園施設整備の実施状況

工事内容	施設名	公園名
トイレ	玉川温泉公衆トイレ	十和田八幡平国立公園
歩道	抱返り溪谷歩道整備	田沢湖抱返り県立自然公園



抱返り溪谷転落防止柵

## 2 森林の総合利用

健康志向の高まりや余暇時間の増大に伴って、森林に対するニーズが多様化してきているなか、森林のもつ保健休養などの機能を活用した森林総合利用施設の整備を進めています。

#### ○森林総合利用施設の整備状況

(平成20年3月31日現在)

名称	箇所	摘要	名称	箇所	摘要
いこいの森	47		県民の森	1	仙北市
立県百年の森	1	能代市	樹園地	3	鹿角市、秋田市、仙北市
森林総合利用	40	林業構造改善事業 森林空間総合事業	学習交流の森	1	学習交流館場内(秋田市)
生活環境保全林	41	治山事業	体験の森	1	ぶなっこランド内(八峰町)
			合計	135	

# 農地、森林、沿岸域の 環境保全機能の維持・向上

農地、森林、沿岸域においては、水資源のかん養などの公益的機能をより充実させるとともに、周辺環境との調和がとれた事業を進めています。

## 1 環境と調和した農業の推進

農業は、水資源のかん養や洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌への還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

平成12年度からは、持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減化学農薬など環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を知事が認定する「エコファーマー」制度が開始されました。

平成19年度は2,415人のエコファーマーが認定され、平成20年3月31日現在の認定者数は3,720人です（認定期間は5年間）。



○エコファーマーマーク

### ○エコファーマー認定者（平成20年3月31日現在）

認定年度別		作物別	
年 度	人数(人)	作 物	人数(人)
平成15年度	104	水 稻	2,501
平成16年度	178	野菜(葉)	313
平成17年度	181	野菜(果)	840
平成18年度	842	野菜(根)	13
平成19年度	2,415	果 樹	6
合 計	3,720	麦 類	1
		豆 類	27
		い も 類	17
		花 き	2
		合 計	3,720

## 2 森林の保全

本県は、森林面積が県の面積の71%を占めるなど全国有数の森林県です。

森林は、木材の生産・販売といった経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっているほか、地球温暖化という側面からも注目されています。

県では、「資源の循環利用林」、「水土保全林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向とし、北東北三県の連携による「緑のランドデザイン」に基づく、生物多様性を保全するための「緑の回廊」を構築するなど、森林の持つ多様な機能の維持・管理を図ります。

### ○森林の概要

(平成20年3月31日現在)

区 分	面 積 (千ha)	蓄 積 (千m <sup>3</sup> )		
		総 数	針葉樹	広葉樹
国 有 林	375	51,174	26,704	24,470
民 有 林	447	97,158	71,669	25,490



間伐の行き届いたスギ人工林



県民参加の森づくり

### 3 自然環境に配慮した漁業施設の整備

漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がっています。この岩礁域には、ホンダワラをはじめとする藻場が分布し、アワビやウニなどの大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、藻場は本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあるほか、多くの魚種にとって稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

漁港の整備に当たっては、これまでも周辺環境との調和に努めてきましたが、今後とも環境保全への要請に的確に対応し、また、「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。



県では、「水と緑の条例」に基づき、平成16年3月に「水と緑」の基本計画を策定しました。

この基本計画に基づき、豊かな水と緑の秋田を創造し、次の世代に引き継いでいくための様々な事業や活動を、県民の皆さまと一緒に進めています。

### 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目〔単位〕	基準年・値	H18	H19	目標値(H22)
県土の保全・自然生態系を育む基盤づくり (農業用排水施設整備面積)(ha)	13 6,300	23,500	25,100	28,000
農地等の多面的機能の発揮 (遊休農地等活用面積)(累積)(ha)	13 37	93	—	300
保安林の累積整備面積 (H13年度からの累積面積)(ha)	13 4,216	23,216	26,173	40,066
森林の総合的な整備 (森林整備率)(%)	13 52	89	102	70
都市との積極的な連携・交流の促進 (農山村と都市住民等の交流参加者数)(人)	13 45,309	64,536	78,632	85,000

# 快適環境の確保

自然と人との共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観や歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

## 1 快適な都市環境の確保・創出

本県の都市公園の整備状況は、平成19年度末で548箇所、1,458haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は18.4㎡となっています。

河川環境については、従来の洪水氾濫防止機能などに加え、多自然川づくりやふるさとの川整備事業など、各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

都市周辺の森林については、保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能などの公益的な機能を総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）の整備を積極的に進めており、整備状況は、平成19年度末で41箇所、1,780haとなっています。

## 2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

また、県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとの優れた歴史的・文化的遺産を次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色を持つ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

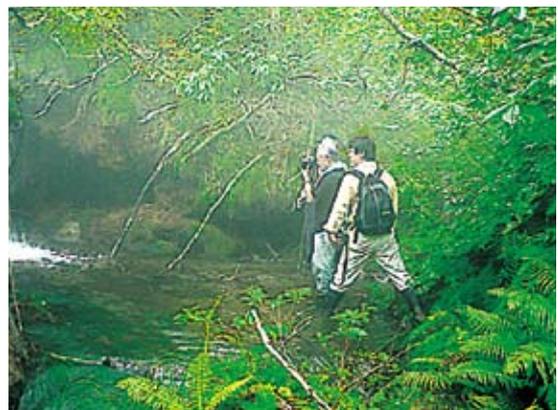
この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。

### ○秋田県の景観を守る条例に基づく建築物又は工作物の新築等の届出件数

平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
93件	97件	112件	109件	88件	68件	60件	
平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	合計
54件	28件	64件	55件	75件	106件	83件	1,092件



イバラトミヨに配慮した川づくり（出川）



天然記念物獅子ヶ鼻湿原植物群落緊急調査の様子

# 環境美化への取組

道路沿いや河川敷、あるいは公園などの多くでは、ボランティアによる地道なクリーンアップ活動が行われていますが、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみが目につきます。

このため、県では、住みやすく、公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し、県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

## 1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

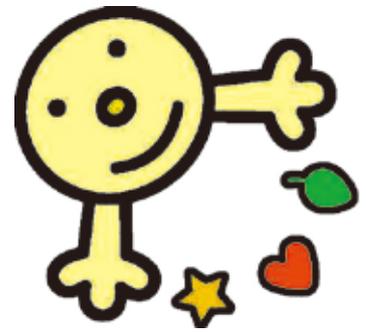
平成13年4月から施行された「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」の周知や環境美化意識の高揚を図るため、ポイ捨て防止キャンペーン等を実施しています。

### ●美化のシンボルマークは「クリンちゃん」

秋田県の美化運動のシンボルマーク、名前はクリンちゃんです。

星やハートなどの3つのマークは「花（ハート）・緑（葉）・夢（星）」を図案化したもので、これらのマークを人（私たち）が広げた両腕の中に抱える構図となっています。

広げた両腕から飛び出そうとするマークは、私たち自らの手で美化に取り組むことにより、未来に向かって秋田県の環境が向上していくことをイメージしています。



環境美化シンボルマーク「クリンちゃん」

## 2 全県的な環境美化活動の輪づくり

### (1) あきた・ビューティフル・サンデー

4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、雪解け後の身近な場所のクリーンアップを呼びかけています。

### (2) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる5人以上の団体等（住民団体、町内会、学校、企業等）を「あきたクリーンパートナー」として登録し、清掃活動に必要な物品等を提供する制度を平成18年度から実施しています。平成19年度末時点で61団体が登録しています。活動状況は県のホームページでも紹介しています。



ポイ捨て防止キャンペーン

# 第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

## 大気環境

大気の汚染は、ぜん息、呼吸器疾患などの健康被害や動植物の生態系に対して悪影響をもたらします。また、近年では身の回りの問題だけでなく、光化学オキシダントなど汚染物質の広域的な移動による問題にまでその範囲は広がっています。大気汚染の原因は、工場・事業場から出されるばい煙や自動車の排ガスなど、ほとんどが人間の活動によってもたらされるものです。県及び秋田市では、大気汚染防止法や秋田県公害防止条例に基づき、健康で暮らし良い生活環境の実現のために、良好な大気環境の保全に努めています。

### 1 大気汚染の状況

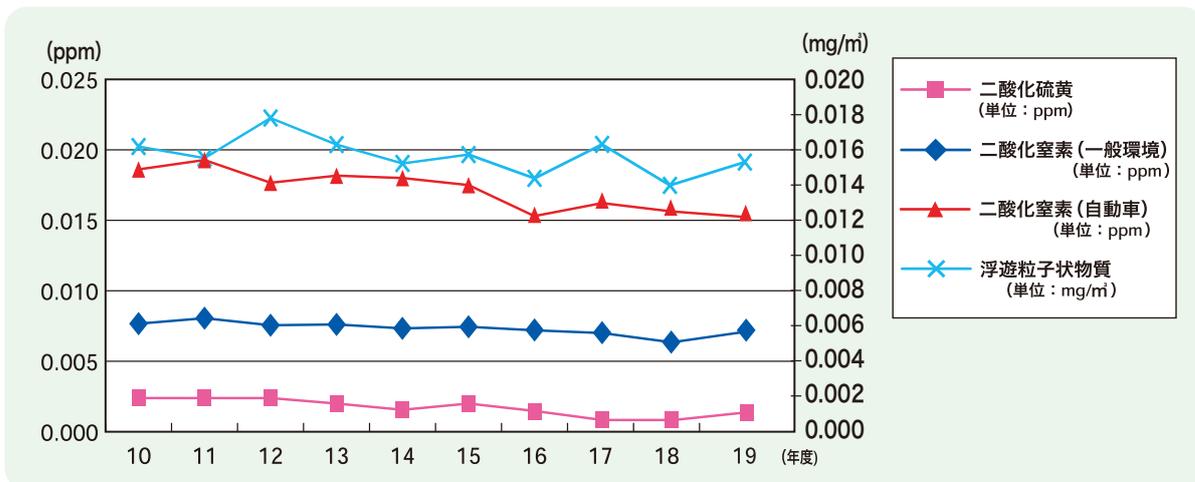
大気環境はおおむね良好な状態を保っています。

二酸化硫黄（17局）、二酸化窒素（18局）、一酸化炭素（5局）及び浮遊粒子状物質（22局）は、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントは全測定局（5局）で環境基準を達成できませんでしたが、オキシダントに関する大気汚染注意報・警報は県内では発令されていません。

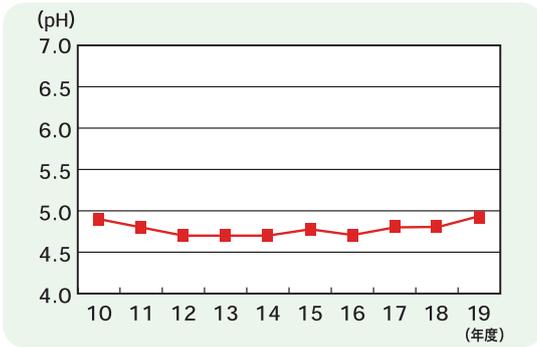
また、県内では酸性雨が観測されていますが、被害は報告されていません。

発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質についてモニタリングを実施していますが、環境基準が定められているベンゼン等4物質については、基準を超える値は検出されていません。

#### ○大気汚染物質の濃度（年平均値）



### ○酸性雨の経年変化



### ○有害大気汚染物質の調査結果(平成19年度)

( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定地点	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
大館局(大館市)	0.83	<0.029	<0.03	0.51
船川局(男鹿市)	0.45	<0.029	<0.03	0.21
横手自排局(横手市)	0.92	<0.029	<0.03	0.46
土崎公民館(秋田市)	0.87	0.041	0.073	0.45
茨島局(秋田市)	1.22	0.049	0.089	0.52
環境基準	3	200	200	150

## 2 大気汚染の防止対策

工場・事業場に対して法令に基づく排出基準を遵守するよう指導するとともに、一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局等を設置し、県内の大気汚染の状況の把握に努めています。

また、稲わらスモッグの発生防止のため、「稲わら焼き禁止」の監視指導、啓発活動を行っています。



稲わら焼き防止リーフレット

### 用語解説

- **二酸化硫黄**  
石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化により発生する物質です。この物質は呼吸器系に対して有害であるほか、酸性雨の原因にもなります。
- **二酸化窒素**  
燃焼により発生した一酸化窒素の酸化で生成する物質で、呼吸器系に対して有害です。
- **浮遊粒子状物質**  
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいいます。大気中での滞留時間が長く、呼吸器系に影響を及ぼします。
- **ppm**  
百万分率のことで、例えば $1\text{m}^3$ の大気中にある物質が $1\text{mL}$ 含まれている場合、その物質の濃度を $1\text{ppm}$ と表現します。
- **酸性雨**  
 $\text{pH}5.6$ よりも低い数値を示す酸性が強い雨のことをいいます。工場や自動車から排出される硫酸化合物や窒素化合物が主な原因といわれています。
- **有害大気汚染物質**  
継続的に摂取した場合に、人の健康を損なうおそれがある物質として、現在234種類の有害大気汚染物質がリストアップされています。そのうち、トリクロロエチレン、ダイオキシン類など22物質がモニタリングなどの優先的な取組物質となっています。

# 水環境

県内の河川、湖沼、海域及び地下水の良好な水質を維持するため、水質汚濁防止法や秋田県公害防止条例に基づき、公共用水域や地下水の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導を行っています。

長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受けたことから、湖沼水質保全計画を策定し、八郎湖の再生に向けた総合的な対策を進めています。

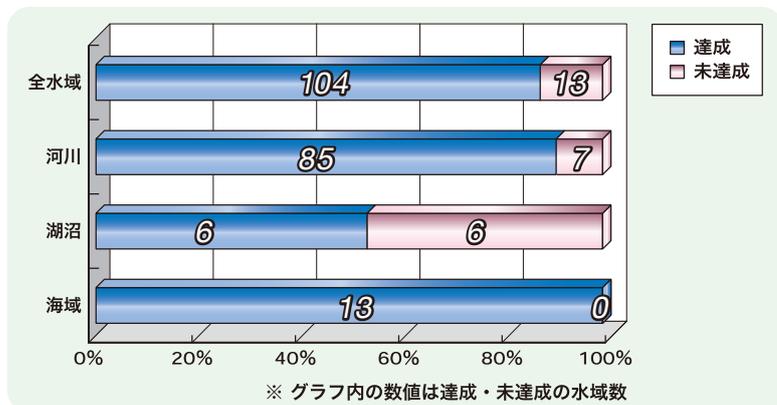
## 1 水質汚濁の現況

### (1) 公共用水域

平成19年度の公共用水域の水質調査の結果、水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目（健康項目）」については、2地点において環境基準値を超えましたが、それ以外の調査地点では環境基準を達成しました。

また、水質汚濁に関する環境基準の「生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）」のうち、BOD（河川）若しくはCOD（湖沼・海域）の環境基準達成率は公共用水域全体で88.9%であり、その内訳は河川で92.4%、湖沼で50.0%、海域で100%でした。環境基準を超過した水域は、河川が7水域、湖沼が6水域でした。湖沼のうち、三大湖沼については、田沢湖で環境基準を満たしていたものの、八郎湖と十和田湖では基準を超過しました。

### ○環境基準達成水域割合



### 用語解説

#### ○ 公共用水域

河川、湖沼、港湾、海岸地域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する水路（終末処理場に流入する下水道を除く。）をいいます。

#### ○ 健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものでカドミウム、鉛、砒素など26項目あります。

#### ○ 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目で、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素及び全りんをいいます。

(2) 地下水

地下水水質の概況調査について、県内の 60 地点で行ったところ、1 地点で砒素が環境基準を超えました。また、概況調査で環境基準を超えた地点で定期モニタリング調査を 18 地区 39 地点について実施した結果、9 地区 15 地点ではいずれの井戸も汚染物質は環境基準以下でした。

(3) 水質汚濁事故

平成 19 年度に県内で起こった油の流出や魚類のへい死等の水質関係の事故は 57 件でした。このうち、45 件が灯油等の油の流出によるもので、その多くは、注油時の操作ミス、交通事故及び貯油施設の管理不備等が原因で発生しています。

## 2 水質汚濁の防止対策

(1) 公共用水域及び地下水

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況などを把握するため、水質汚濁防止法に基づき、測定計画を策定して水質の監視を行っています。また、人為的に地下水の水質が汚染された場合には、原因者に対して汚染浄化対策を指導しています。

一方、水質汚濁の一因である工場・事業場の排水対策としては、立入検査を実施することにより、排水基準の遵守を指導しています。

また、生活排水対策については、公共用下水道、流域下水道、農業用集落排水等の整備促進を推進するとともに、これらの集合処理施設の整備とあわせて生活排水対策に有効な手段である合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

(2) 三大湖沼対策

ア) 八郎湖

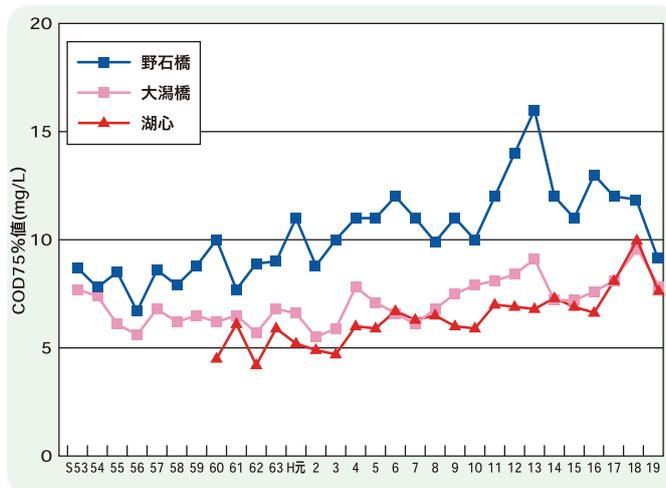
八郎湖は、COD が野石橋地点では昭和 60 年度頃から、大潟橋地点及び湖心でも平成 4 年度頃から漸増しており、長期的傾向を見ると、湖全体の水質汚濁が進行している状態にあります。

このため、平成 18 年度に、八郎湖の水質改善を目指し、具体的な対策の検討を行う新しい組織として八郎湖環境対策室を設置し、平成 19 年 12 月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、平成 20 年 3 月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第 1 期）」を策定し、水質保全に資する各種事業を実施しています。



八郎湖

○八郎湖の COD75% 値の経年変化



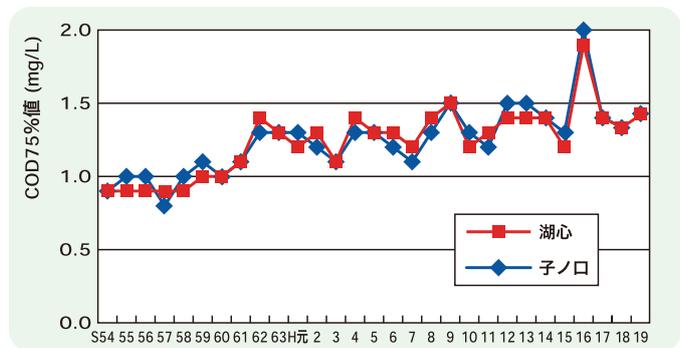
イ) 十和田湖

十和田湖は、長期的に水質環境基準を達成できない状況にあったことから、平成 13 年 8 月に青森県と共同で「十和田湖水質・生態系改善行動指針」を定め、水質・生態系改善のための各種取組を進めており、平成 19 年度の COD が 1.4mg/L、透明度が 9.5mとなっています。

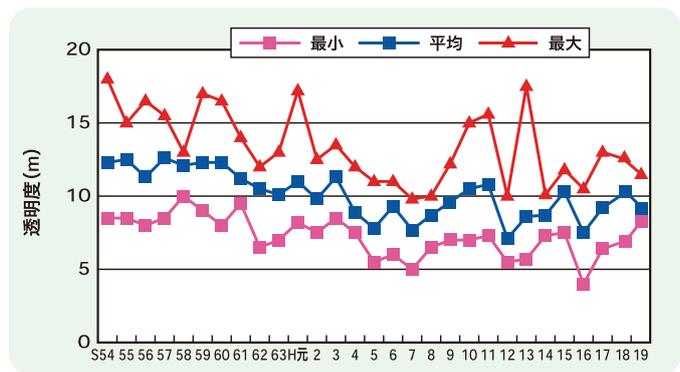


十和田湖

### ○十和田湖のCOD75%値の経年変化



### ○十和田湖(湖心)の透明度の経年変化



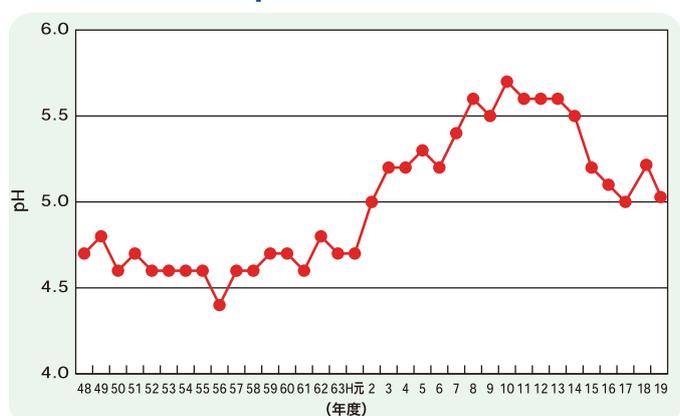
### ウ) 田沢湖

田沢湖は、玉川の酸性河川水を導入したことにより、pHが4.2（昭和45年頃）程度の酸性湖になりました。その後、平成元年の玉川酸性水の中和処理開始以降、田沢湖のpHは徐々に改善してきていましたが、平成14年度以降、玉川の源泉（大噴）の酸度が上昇し、pHは低下傾向を示しており、平成19年度のpHは5.0となっています。



田沢湖

### ○田沢湖(湖心)のpHの経年変化



## 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目 (単位)	基準年・値		H18	H19	目標値(H22)
公共用水域環境基準適合率(%)	13	79.4	90.6	88.9	95
生活排水処理施設普及率(%)	13	53.8	72.5	74.5	80
十和田湖湖心のCOD75%値(mg/l)	13	1.4	1.3	1.4	1以下
八郎湖湖心のCOD75%値(mg/l)	13	6.8	10	7.8	4以下
田沢湖表層のpH年間平均値	13	5.6	5.2	5	6以上
田沢湖湖心のCOD75%値(mg/l)	13	0.8	0.5未満	0.5未満	1以下

# 騒音、振動、悪臭、鉱山鉱害及び土壌汚染対策

県では、日常生活に密着した感覚公害と呼ばれる騒音・振動・悪臭の防止対策に努めています。

また、土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の状況把握や健康被害の防止を図っているほか、鉱山からの坑廃水等によりカドミウム等が蓄積された農用地の土壌汚染対策を行っています。

## 1 騒音・振動・悪臭の防止対策

### (1) 騒音・振動

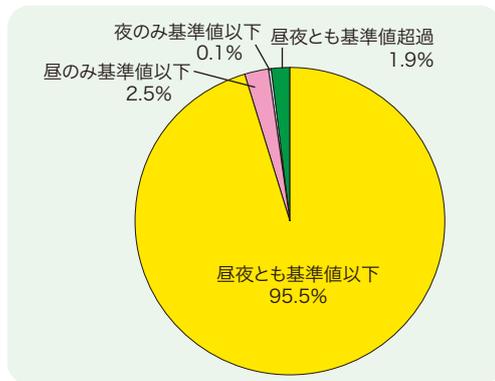
騒音については騒音規制法に基づき規制地域として指定した13市2町において、振動については振動規制法に基づき規制地域として指定した9市において、工場・事業場や建設作業から発生する騒音・振動の規制事務が行われています。

また、飲食店や家庭から発生する騒音については、「近隣騒音防止指導指針」を定め、騒音防止の指導を行っています。

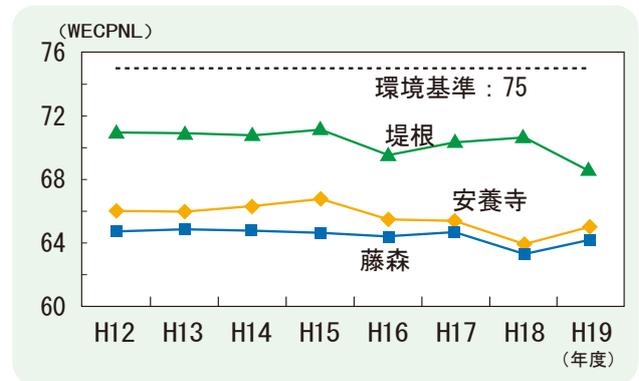
このほか、自動車騒音については、常時監視を行い環境基準の達成状況の把握に努めています。平成19年度は主要幹線道路31区間、延べ122.3kmを評価した結果、一部環境基準の超過が見られるものの概ね達成していました。

航空機騒音については、秋田空港周辺地域で調査を行っており、全測定地点で環境基準を達成していました。

○自動車騒音の常時監視結果



○秋田空港周辺航空機騒音調査結果



### (2) 悪臭

悪臭については、悪臭防止法による規制地域に指定された県内6市において、工場・事業場から発生する悪臭物質（アンモニア、メルカプタンなどの22物質）の規制が行われています。

○騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域の状況

騒音規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、五城目町、井川町
振動規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市
悪臭防止法	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市

## 2

### 鉱山鉱害対策

本県は、かつて国内有数の鉱山県でした。明治以降、近代化による大規模操業が行われたことにより鉱害問題が発生し、特に昭和40年代にはカドミウム等重金属による農用地の土壌汚染が大きな社会問題となりました。

本県における汚染農用地の面積は、昭和45年度から実施した調査の結果1,834haで、このうち1,771ha（14市町、25地域）を「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」第3条の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定してきました。

また、未対策地域やカドミウム含有米の発生するおそれのある地域については、生産防止対策としてカドミウム吸収抑制のための土壌改良資材の施用や湛水管理の徹底、流通防止対策として集荷時の自主ロット調査等を行い、生産から流通に至る各段階で、秋田米の安全性を確保しています。

なお、自主ロット調査等の結果、食品衛生法の基準を超えた米については、県が全量買い上げ後、焼却処分を行っています。

## 3

### 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、人の健康を保護することを目的として、平成15年2月15日に施行されました。平成19年度末現在、県内における土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

また、県では、土壌汚染対策法の施行に伴い「秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱」を定め、汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者に対し、公害又は災害を防止するための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処分の推進を図っています。



汚染土壌浄化施設については、「秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱」で認定手続き等を定めており、これに基づき、平成15年度に国内で初めて大館市内の鉱業関連企業2社の施設を認定しました。

# 化学物質対策

私たちの身の回りでは、あらゆる分野で様々な化学物質が使用されており、その利用によって便利な生活を送ることができています。一方で、製品の製造や使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このような化学物質への取組として、県ではダイオキシン類の常時監視などを行っています。

## 1 アスベスト対策

アスベスト含有製品の製造工場の従業員のみならず、その家族や付近住民までも中皮腫等の健康被害が明らかになったことから、アスベスト問題は大きな社会問題に発展し、国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定やアスベスト関係法令の改正を行いました。

県では、「秋田県アスベスト問題連絡協議会」を設置し、民間建築物の吹付けアスベスト除去工事に対する低利融資や、吹付けアスベスト除去作業現場の監視を継続するなど、アスベスト対策を推進しています。



アスベスト対策のリーフレット



アスベスト（石綿）を使用している建築物等を解体、改造、補修する場合は、大気汚染防止法により届出が必要です。工事を施工する者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を担当窓口へ作業を開始する14日前までに提出して下さい。

## 2 ダイオキシン類の現況と対策

### (1) 一般環境の現況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域の水質・底質、地下水質及び土壌のダイオキシン類の状況について常時監視を行っています。平成19年度の常時監視の結果は、すべて環境基準を達成していました。

### (2) 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却施設等の設置者に対し、設置に関する届出や自主測定の実施及び測定結果の報告等の指導を行うとともに、施設からの排出ガスや排出水の排出基準検査（行政検査）を実施しています。

## ○平成19年度ダイオキシン類常時監視結果

調査対象	区分	測定地点数	測定結果			環境基準	単位
			最小値	最大値	平均値		
大気	一般環境	6	0.0080	0.022	0.011	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	発生源周辺	1	0.0013	0.0090	0.0067		
水質	河川	18	0.057	0.68	0.18	1	pg-TEQ/L
	湖沼	4	0.033	0.27	0.11		
	海域	6	0.024	0.10	0.070		
底質	河川	13	0.090	7.0	1.7	150	pg-TEQ/g
	湖沼	3	2.1	6.9	3.9		
	海域	3	0.14	0.24	0.19		
地下水質		10	0.022	0.070	0.041	1	pg-TEQ/L
土壌	一般環境	24	0.029	170	6.3	1,000	pg-TEQ/g
	発生源周辺	4	1.6	10	6.0		

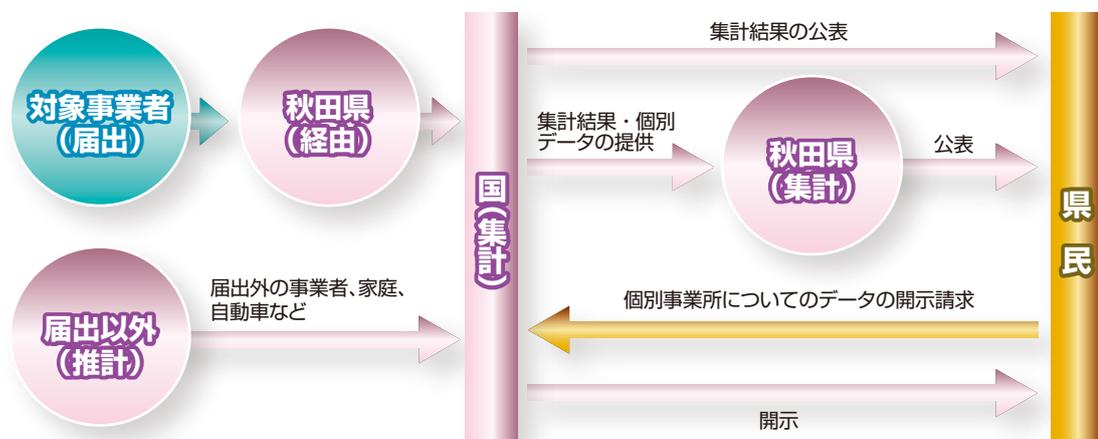
## 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目（単位）	基準年・値	H18	H19	目標値(H22)
化学物質等対策の推進 (ダイオキシン類環境基準達成率)(%)	13	99.3	100	100

## 3 PRTR制度の推進

有害性のおそれのある化学物質についてどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みがPRTR制度です。

平成19年度に届出された県内の560対象事業所からの、平成18年度における化学物質の排出量は10,474トン、移動量は1,669トン、排出量と移動量の合計は12,143トンでした。



PRTRデータの流れ

# 廃棄物対策、リサイクル

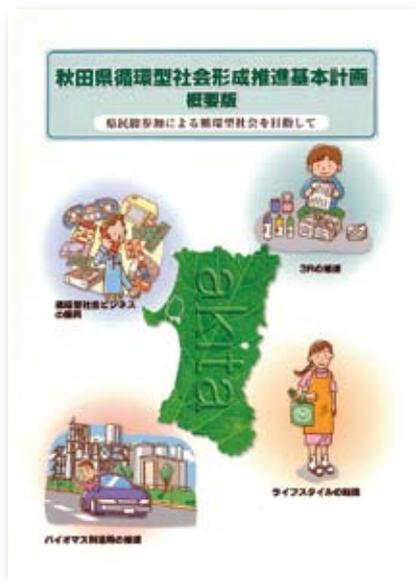
大量生産・大量消費型の社会経済システムから持続可能な循環型社会への転換が強く求められています。

本県では、平成19年3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、県民総参加による循環型社会を目指して、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

## 1 秋田県循環型社会形成推進基本計画

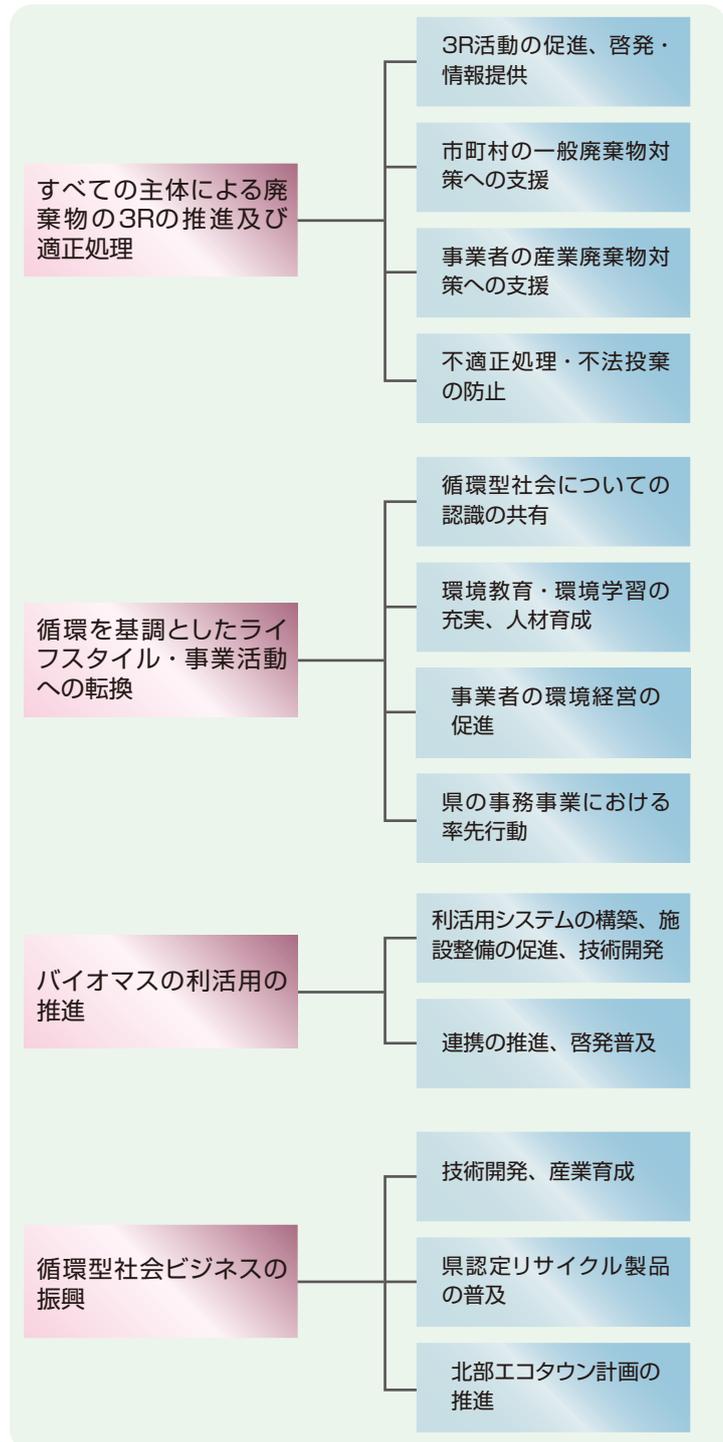
「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、目指すべき循環型社会の形成に向けた施策の方向を、①すべての主体による廃棄物の3Rの推進及び適正処理、②循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換、③バイオマスの利活用の推進、④循環型社会ビジネスの振興の4つに集約しました。

県はこの計画に基づき、県民、地域団体・NPO、事業者、行政など、県民総参加により循環型社会の形成を推進します。



計画の概要版

### ○循環型社会の形成に向けた施策の展開



## 秋田県が目指す20年後の循環型社会

### (1) 「循環」を基調としたライフスタイルが定着した社会

一人ひとりが「もの」を大切に、「もの」の価値を無駄なく生かす考えが定着し、ごみの排出抑制やリサイクルが日常的に行われています。

### (2) 「環境」を理念に据えた事業活動が展開される社会

事業者が、消費者の資源循環や環境保全に関する意識に適合する製品やサービスを提供するとともに、自らの事業活動においても環境に配慮した取組が行われています。

### (3) 役割分担とパートナーシップにより創られる持続可能な社会

県民、地域団体やNPO等、事業者、行政などすべての主体が、適正な資源循環を保つためにそれぞれが責務や役割を果たし、また、各主体がパートナーシップを構築しながら取組を展開しています。

### (4) 適正な資源循環のための基盤が構築された社会

資源の循環利用を推進するための社会経済上の制度やルールがすべての主体の理解、協力の下に円滑に運営され、リサイクルや廃棄物の処理に係る社会的資本も整備されています。また、資源循環に必要な情報も十分に提供されています。

## 2

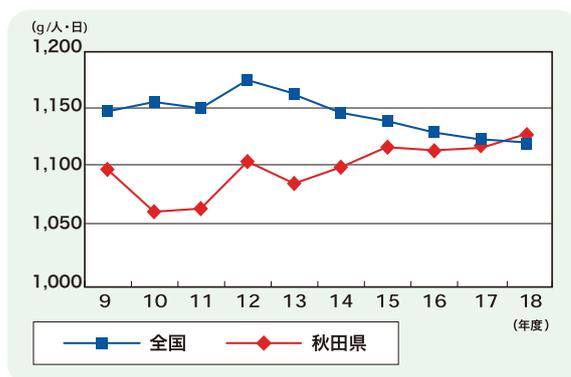
### 一般廃棄物

#### (1) 一般廃棄物の処理状況

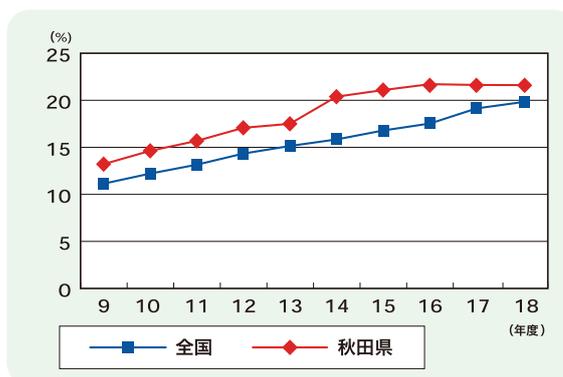
平成18年度に排出された一般廃棄物の量は47.2万トンと、前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。県民1人1日当たりでは1,123g(全国平均1,116g)を排出したことになり、前年度に比べて13g増加したことになります。また、リサイクル率は21.7%(全国平均19.6%)となり、0.4ポイント増加しています。

「第2次秋田県廃棄物処理計画」では、平成22年度までに県民1人1日当たり排出量890g、リサイクル率24.1%とする目標としており、この実現に向けて一層の減量化・リサイクルに努める必要があります。

#### ○1人1日当たりの排出量



#### ○リサイクル率



#### (2) 一般廃棄物の処理対策

循環型社会の構築に向けて、地域実践活動に重点を置いた住民参加型の「ごみゼロあきた推進事業」を広く展開しています。

また、一般廃棄物処理施設については、全般的に施設の老朽化、処理能力の低下等が見られることから、監視指導を強化するとともに、市町村等に対して、維持管理の徹底と自主管理体制の強化、施設の計画的な整備について指導しています。

## (1) 産業廃棄物の処理状況

平成 18 年度の中間処理実績は 172.2 万トンで、前年度に比べ、12.8 万トンの増加となっています。平成 8 年度以降は処理業者による処理量が全体の 7 割を超える状況にあり、県内で発生する産業廃棄物の中間処理は、処理業者に大きく依存している状況にあります。

最終処分については、安定型処分場で 7.4 万トン、管理型処分場で 65.8 万トン、合計で 73.2 万トンが埋め立てされています。このうち、事業者の自社処分量が 35.3 万トンと、埋立量の 48.3% を占めています。このほか、鉱山保安法適用施設で 32.9 万トンが最終処分されており、総埋立量が 106.1 万トンとなっています。近年の最終処分量は、やや増加傾向にありますが、事業者の自社処分や秋田県環境保全センターでの処分が多いことから、処理業者による処理は最終処分量の 30% 程度にとどまっています。

## ○産業廃棄物処理実績の推移

(単位：万 t)

年度	13	14	15	16	17	18
中間処理	141.2	152.5	160.2	169.1	159.4	172.2
最終処分	93.6	87.3	95.5	82.6	95.3	106.1

※最終処分には鉱山保安法適用分を含む。

## (2) 産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用や処理施設の適正な維持管理などについて、排出事業者、処理業者等を指導しています。また、不法投棄や不適正処理を防止するため、全県 8 保健所に「環境監視員」及び専用の監視車を配置するとともに、広域連携によるスカイパトロール、合同パトロールの実施など監視体制を強化しています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成 15 年度から整備してきた秋田県環境保全センター D 区処分場については、平成 18 年 10 月から供用開始しています。

能代産業廃棄物処理センターについては、事業者の倒産以降、県が維持管理を行ってきましたが、平成 17 年 2 月から、「産廃特措法」の実実施計画に基づき、国の財政支援を受けながら、汚水処理等の維持管理や遮水壁設置等の環境保全対策を講じています。

再生可能な資源による循環を推進するため、県内に豊富に存在しているバイオマスを重要な資源・エネルギー源として位置づけ、①バイオマスの利用などの実用化に向けた研究・技術開発、②バイオマスの収集・搬出の仕組みづくり、③バイオマスに関わる産業・事業者間の連携などを図りながら、その総合的利活用を推進します。



能代バイオマス発電所

# 5

## 循環型社会ビジネス

循環型社会ビジネスの総合的な振興のため、①産学官の連携による研究開発、②創業・新規参入、③秋田県認定リサイクル製品の普及、④北部エコタウン計画の全県域への波及など、高度な鉱山技術や盛んな木材産業を背景に、地域の特徴を活かした循環型社会ビジネスの振興を図る施策を推進します。



○リサイクル製錬拠点の形成

### 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目 (単位)	基準年・値	H17	H18	目標値(H22)
県民1人1日当たり一般廃棄物排出量 [グラム]	11 1,050	1,110	1,123	890
リサイクルリーダー数 (人)	13 144	371	371	880
一般廃棄物リサイクル率 (%)	11 15.6	21.3	21.7	24.1
産業廃棄物減量化・リサイクル率 (%)	11 58.2	65.6 (H16)	65.6 (H16)	77.7
産業廃棄物最終処分量 (千 t)	11 1,109	953	1,061	590

# 6

## 産業廃棄物税制度と県外産廃に関する事前協議・環境保全協力金制度

循環型社会を構築するためには、これまでの規制的手法に加えて、市場原理を活用した経済的手法が有効であるとの観点から、「産業廃棄物税条例」と「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成16年1月から施行しています。

### (1) 産業廃棄物税制度

産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルの促進に関する費用に充てることを目的とし、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トンにつき1,000円の税を排出事業者負担してもらうこととしています。

### (2) 県外産廃に関する事前協議・環境保全協力金制度

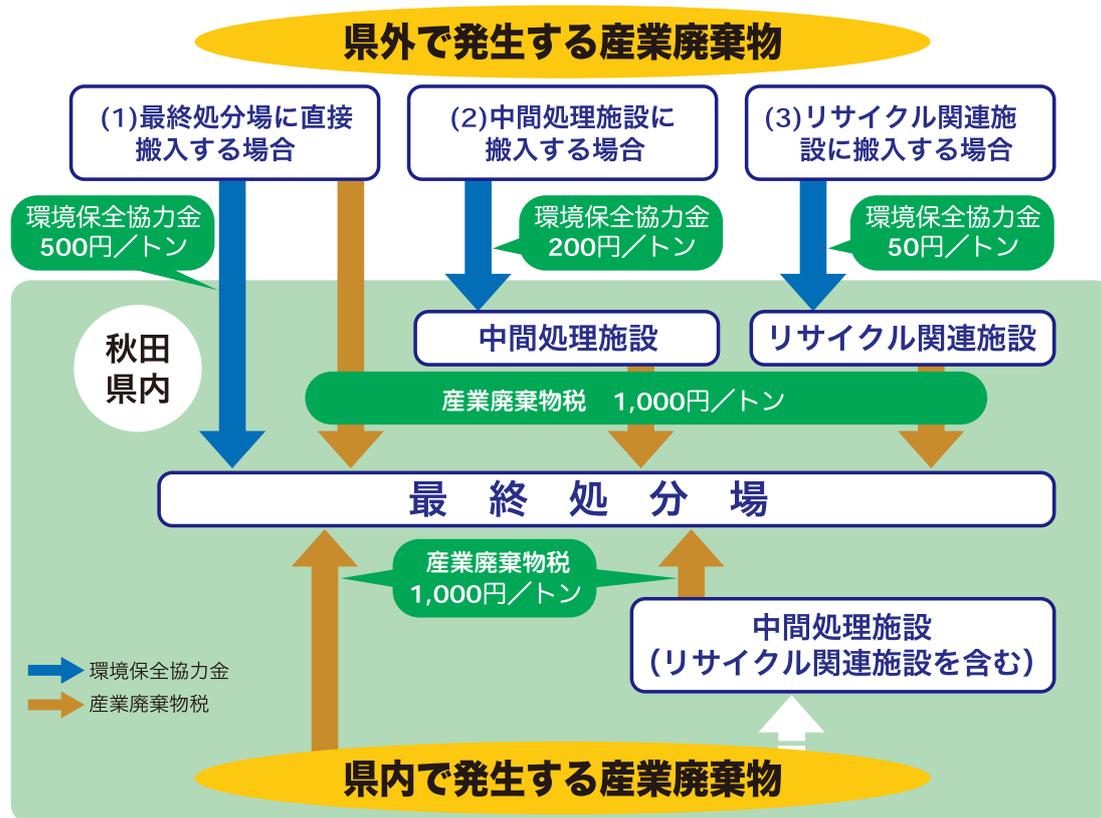
県外で発生した産業廃棄物を県内で処分するために搬入する場合、排出事業者は、その種類・数量についてあらかじめ県と協議を行い、その協議内容に基づき、産業廃棄物の適正処理を行うことと、次に掲げる処分目的別に環境保全協力金を納入することを内容とする協定を締結してもらうこととしています。

最終処分：1トン当たり500円、中間処理：1トン当たり200円、リサイクル：1トン当たり50円

### (3) 産業廃棄物税及び環境保全協力金を財源とした事業

環境と調和した産業づくりの支援、秋田県認定リサイクル製品の普及拡大、産業廃棄物のリサイクル促進の研究、環境監視員による不法投棄監視活動等の事業に充当しています。

## ○産業廃棄物税と環境保全協力金の関係



環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

## 7 秋田県認定リサイクル製品の利用拡大

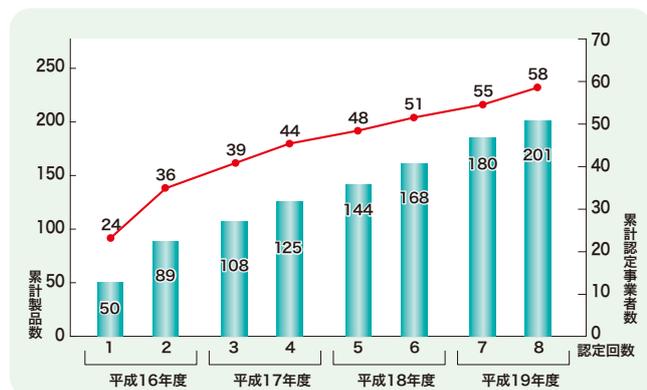
### (1) 秋田県リサイクル製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例」が平成16年3月に制定され、同年4月から施行されています。

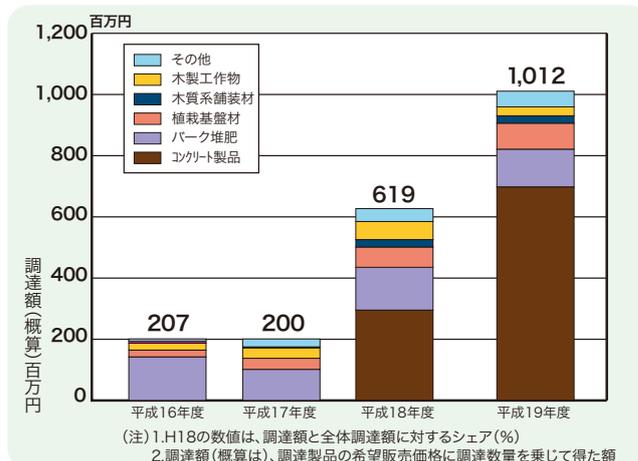
この条例に基づき、平成19年度までに「溶融スラグ入りコンクリート製品」や「植栽基盤材」など、58事業者の201製品を認定しています。

また、県では認定リサイクル製品の優先調達に努めており、平成19年度の県の公共事業等では「溶融スラグ入りコンクリート製品」など86製品、約10億1,200万円を利用しています。これは、平成18年度の調達額と比較して約1.6倍の伸びとなりました。

### ○認定製品数と認定事業者数の推移



### ○認定製品の県調達額の推移



## (2) 秋田県認定リサイクル製品普及モデル事業

認定リサイクル製品を県有施設の整備において積極的に利用することで、認定事業者の市場開拓や販路の拡大につながる施工機会を提供しています。

また、県民の方々に認定リサイクル製品への理解を深めていただくため、説明看板を設置し、認定製品のPRに努めています。



○鹿角市・八幡平オートキャンプ場  
(舗装：木質系舗装)



○秋田市・小泉潟公園  
(舗装：溶融スラグ入りコンクリート製品)



(認定マーク)



○湯沢市・泥湯温泉駐車場  
(防護柵：加圧注入木材)

# 公害紛争の処理及び環境事犯の取締り

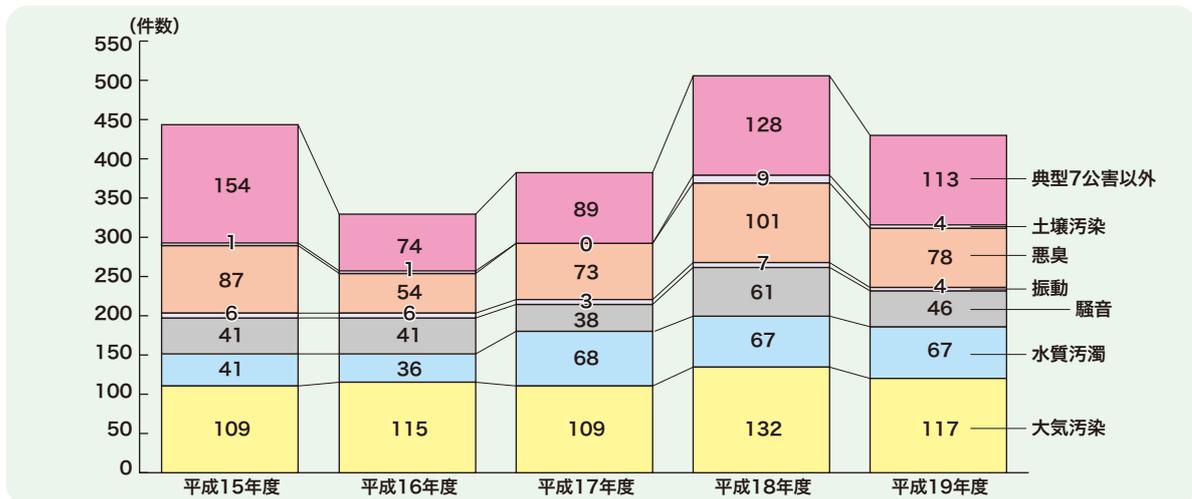
公害に関する苦情は、私たちの生活様式の変化に伴って多様化してきています。これらに適切に対応するために、県や市町村、警察では窓口を設置し苦情の受付や処理を行っています。

## 1 公害に関する苦情

平成 19 年度に県や市町村が新規に受付した公害苦情は 429 件で、18 年度と比べて 76 件 (15.0%) 減少しました。

公害苦情件数を種類別で見ると、大気汚染に関する苦情が 117 件と最も多く、次いで悪臭が 78 件、水質汚濁が 67 件となっており、その主な発生原因は、大気汚染では稲わら焼きや一般廃棄物の野焼き、悪臭では畜産関係、水質汚濁では油の流出などとなっており、平成 19 年度の公害苦情処理率は 86.8% でした。

### ○公害苦情の種類別件数の推移



## 2 公害に関する紛争の処理

公害に係る紛争については、民事訴訟による司法的解決とは別に、紛争を迅速かつ適切に解決するため、公害紛争処理制度が設けられています。国では公害等調整委員会が裁定、あっせん、調停及び仲裁を行い、県では公害審査会があっせん、調停及び仲裁を行っています。

県では、平成 19 年度に 1 件の調停事件を受付しましたが、翌年度に繰り越しています。

## 3 環境事犯の取締り

警察では、県民の生活環境を破壊し、日常生活と健康を脅かしている悪質な環境犯罪を未然に防止するとともに、悪質な違反者を摘発するため、特に①「廃棄物の不適正処理事犯」、②「自然環境を破壊する事犯」、③「生活環境を侵害する事犯」に重点をおいて、強力な取締りを推進しました。

平成 19 年中の環境事犯に関する事件の検挙総件数は 206 件で、前年と比較して 54 件減少しました。そのうち、ゴミの不法投棄や不法焼却を行った「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」の検挙は 191 件あり、検挙総件数に対する割合の約 92% を占めています。

# 第3章 地球環境保全への積極的な取組

## 地球温暖化対策

近年、地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊等地球規模での環境問題が大きく取り上げられてきています。とりわけ地球温暖化は、将来の世代の生存基盤にかかわるものであり、現代に生きる私達に課せられた最も大きな環境問題となっています。

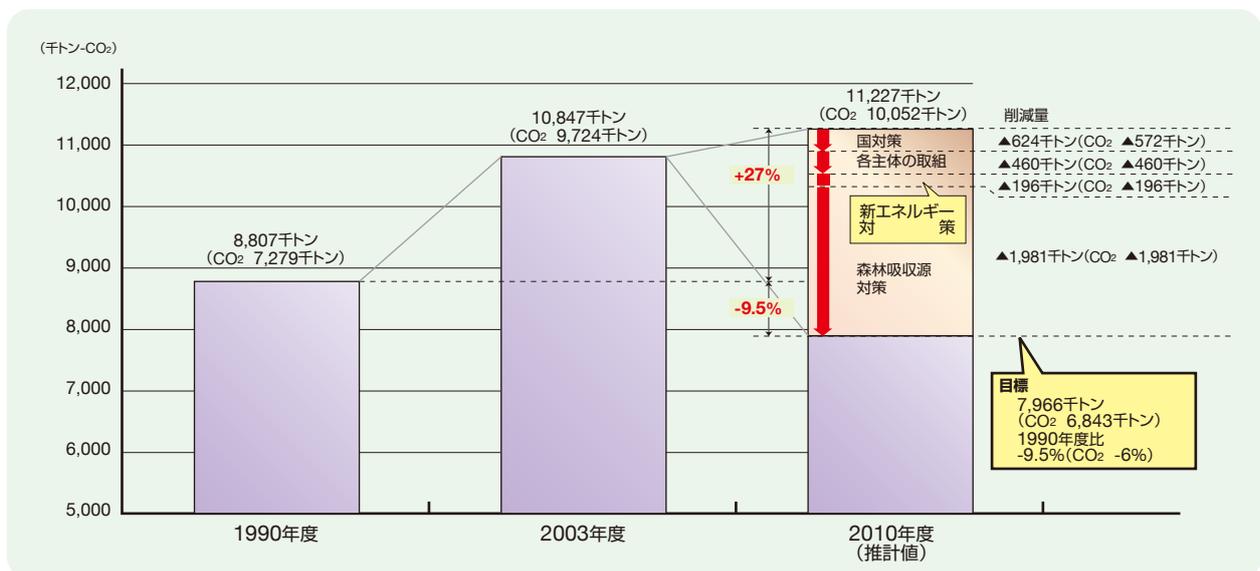
本県では、平成19年3月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、新たな目標を掲げて、県民総参加による取組を推進しています。

### 1 秋田県地球温暖化対策地域推進計画

「京都議定書」の発効や国の「京都議定書目標達成計画」の閣議決定等を受け、県における地球温暖化対策をさらに充実、加速させ、実効を上げるため、平成19年3月に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画（平成11年3月策定）」を改訂しました。

新たな計画においては、平成22年度までに温室効果ガスを基準年比で9.5%削減（CO<sub>2</sub>では6%の削減）することを目標に掲げ、重点10分野の対策を中心に、地球温暖化対策を推進していくこととしています。

#### ○秋田県における温室効果ガスの排出量と削減目標



2010年度における二酸化炭素の排出量を1990年度に比べて6%削減を目指します。

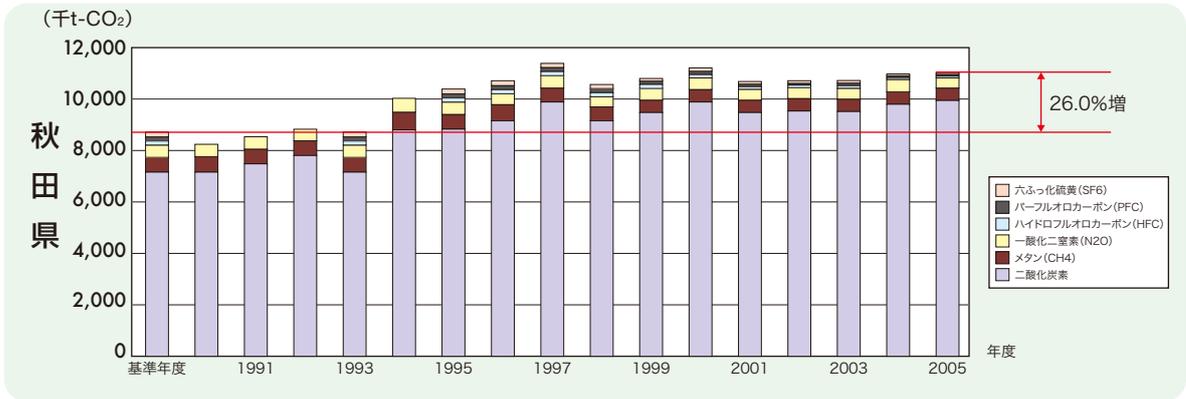
温室効果ガス排出量は、1990年度に比べて9.5%削減を目指します。

### 2 秋田県における温室効果ガス排出量

2005（平成17）年度の県内の温室効果ガスの排出量は10,996千t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素換算）であり、その約9割を占める二酸化炭素の排出量は9,910千t-CO<sub>2</sub>でした。基準年度（原則1990（平成2）年度）における排出量と比較すると、温室効果ガスの排出量は26.0%増加し、二酸化炭素排出量は38.2%増加しています。

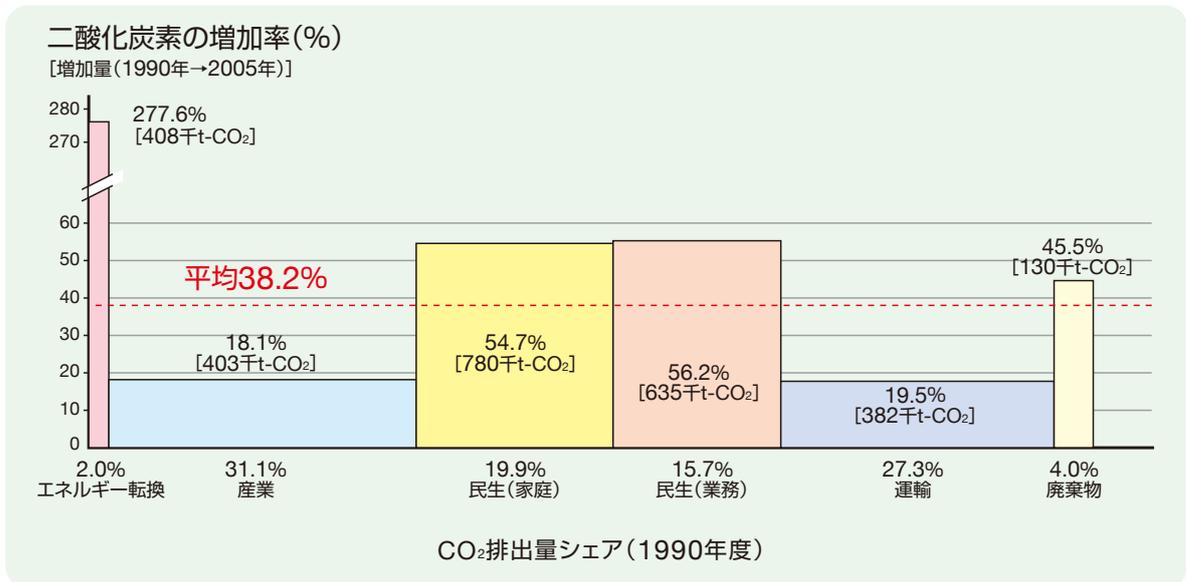
## ○秋田県における温室効果ガスの排出量の推移

※2006年度は確定値



二酸化炭素排出量を部門別にみると、家庭（民生家庭）やオフィス等（民生業務）からの排出が著しく増加しており、これらの部門の排出量を抑制することが課題となっています。身近にできる二酸化炭素を減らす方法は、チーム・マイナス6%ホームページ (<http://www.team-6.jp/>) 等をご覧ください。

## ○秋田県における部門別の二酸化炭素排出量の増加率



平成16年8月に指定した秋田県地球温暖化防止活動推進センターとの連携を強化し、県が委嘱している「秋田県地球温暖化防止活動推進員」の活動等も通じながら、これらの内容の一層の周知を図るため、地球温暖化に関する講演会やイベントの開催等、様々な啓発活動等を行っています。



エコドライブ実技講習会



マイバッグ持参率達成店ステッカー交付式

### 3 バイオ燃料の普及促進

廃食用油から製造できるバイオディーゼル燃料（BDF）や、稲わらや廃木材等を原料とするバイオエタノールは、大気中の二酸化炭素の総量を増やさず、エネルギーの地産地消を進めることができるバイオ燃料です。

平成19年4月に「菜の花バイオエネルギーチーム」を設置して、バイオ燃料の利活用等の取組を支援し、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を進めています。

#### (1) 家庭系廃食用油の回収支援

家庭系廃食用油の回収に取り組んでいる市町村数は、平成18年度末の5市町村から平成19年度末には11市町村に増えています。

#### (2) 菜の花を核とする地域循環モデルづくり

平成19年度の県における菜の花栽培面積は216haと、平成18年度に比べて53ha増えています。

#### (3) バイオエタノールの実用化に向けた検討

「秋田県バイオエタノール推進戦略研究会」を立ち上げ、実用化に向け検討しており、平成20年度中に「秋田県バイオエタノール推進戦略」を策定することとしています。

### 4 秋田県新エネルギービジョン

新エネルギーの導入を促進するため、平成16年3月に「秋田県新エネルギービジョン」を改訂しました。このビジョンでは、新エネルギーの2010年度の活用目標を設定しており、この目標を達成した場合、化石燃料消費量約39万kl（原油換算）、二酸化炭素排出量約52万t（二酸化炭素換算）の削減が期待できます。

風力発電は、16箇所122,300kW、バイオマス発電は5箇所9,630kW、地熱発電は3箇所88,300kWが既に稼働しており、特に風力発電については日本海沿岸部を中心に急速に導入が進んでおり、平成19年度末現在で秋田県は北海道、青森県に次いで全国3位の導入量となっています。



太陽光発電システム（遊学舎）

## オゾン層保護対策

県では、フロン回収破壊法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回収・引き渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入検査等を行っています。

#### ○立入検査実施状況（平成19年度）

第1種フロン類回収業者	第2種特定製品引取業者	第2種フロン類回収業者	合計
32	—	—	32

### 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項目（単位）	基準年・値	H16	H17	目標値(H22)
県内の二酸化炭素排出量 (1990年度の排出量を100%にした割合)(%)	12 131	137	138	100
項目（単位）	基準年・値	H18	H19	目標値(H22)
新エネルギー導入量(原油換算した量)(千kl)	13 231.4	288.1	344.7	459.5

# 第4章 環境保全に向けての 全ての主体の参加

## 環境に配慮した自主的行動の促進

本県は、世界遺産である白神山地をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民はその下で生活しています。しかし、近年の生活様式の都市化に伴い、ごみ処理問題などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模での環境問題に直面しています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな環境の恵みを次の世代に引き継いでいくため、県内でも企業や各種団体等による様々な環境保全活動が行われていますが、今後はこれらの活動主体間の連携や交流を図り、広範な県民運動に発展させていく必要があります。

### 1 民間団体との協働推進

県では、県内の企業や各種団体の環境保全活動の推進母体として設立した「NPO法人環境あきた県民フォーラム」等の育成・強化を図り、県民とのパートナーシップの下に「循環を基調とした環境あきた」の実現に取り組んでいくこととしています。

環境あきた県民フォーラムでは、ホームページや会報を通じた県民の環境活動の紹介を行っているほか、環境保全活動に取り組んでいる事業者や団体等の環境に配慮した取組について、県民の視点で評価する「あきた環境優良事業所認定制度（秋田版ミニISO）」を創設し、周知に努めています。

#### ○あきた環境優良事業所認定制度

ステップ1	<p><b>初級編</b></p> <p>比較的取り組みやすい6つの取組項目<sup>(*)</sup>と具体的な取組内容を示しています。その中から3項目以上の環境に配慮した取組目標を設定し、取り組みます。</p> <p><small>(*) 省エネルギーの推進、ごみの減量化・リサイクル・適正処理、環境に配慮した自動車の使用、環境に配慮した製品の使用、環境保全活動の推進、その他事業所独自の取組</small></p>
ステップ2	<p><b>中級編</b></p> <p>事業者の事業活動に伴う環境への負荷を把握するとともに、環境配慮への取組状況をチェックします。チェック項目も、ステップ1に比べ多くなっています。</p> <p>また、事業活動などに適用される法律その他の規制項目も確認します。これらの結果を基に、これからの取組目標や取組内容を盛り込んだ行動計画を策定し、取り組みます。</p>



秋田版ミニ ISO

#### ○ミニISO事業者数の推移

	H16 取得	H17 取得	H18 取得	H19 取得
ステップ1	18	11	25	43
ステップ2	1	4	0	1

# 環境教育・環境保全活動の推進

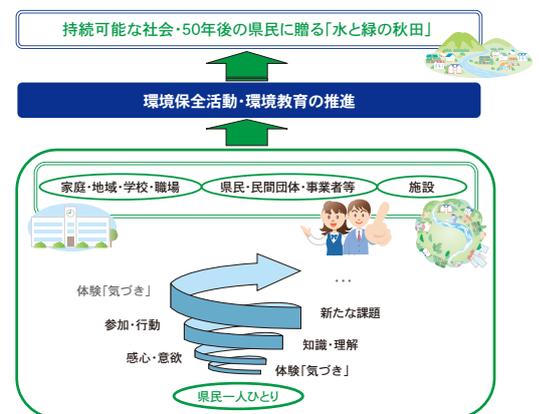
私たちは、この環境を保全し、損なわれた環境は再生して未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

地球温暖化など、私たちの日々の生活や行動を通して環境に与える影響について、正しく理解し、ライフスタイルを見直すため、また、自ら進んで環境問題に取り組む人々の輪を拡げるためには、学校教育や社会教育などのあらゆる場面で環境教育を推進することが一層重要となってきています。

## 1 環境教育の推進

環境教育は、「秋田県環境保全活動・環境教育基本方針」（平成18年3月策定）を羅針盤にして、次のような施策に取り組んでいます。

- 県民一人ひとりの環境を保全し、再生することの大切さに関する「気づき」を促す施策の推進
- いつでも・どこでも・だれでも環境教育や環境保全活動ができる社会づくりの推進
- 環境学習カリキュラムの構築と体験型環境教育の推進



基本方針の推進イメージ

### 活動事例

#### (1) 学校における環境教育

学校では、総合的な学習の時間などで環境問題を取り上げて指導をしているほか、環境教育の全体計画を作成し、次のような活動を行っています。

#### ○ 環境教育に関する主な体験活動

<複数回答：上位3項目>

主な体験活動	校数 (%)	
	小学校	中学校
校舎以外のクリーンアップ	180(67.9%)	118(89.3%)
学校農園、学校林活動等の緑化活動	213(80.3%)	50(37.9%)
古紙、空きビン、空き缶回収等のリサイクル活動	202(76.2%)	97(73.5%)
その他の活動：川の水質汚染・酸性雨等の調査活動、ゴミの減量化、コンポスト等によるたい肥づくりなど		

#### (2) あきたエコマイスターの育成

あきたエコマイスターは、環境あきた県民塾を修了し、地域において環境保全活動を実践したり、リーダーとして活躍する人材として県に登録された方々です。平成19年度末現在では、241名の方が登録されています。あきたエコマイスターには、ごみの減量や省エネの実践、環境家計簿の実践や普及、環境学習会の講師など様々な環境に関する活動が期待されており、県では、こうした方々と連携しながら、県民の自主的行動を促進していきます。

### (3) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは次代を担う子どもたちが、仲間と一緒に地域環境や地球環境問題などについて学び、具体的な活動が展開できるよう支援することを目的として実施している事業です。

平成19年度に本県では、92クラブ、3,081人の子供たちが会員として登録し、河川の水質調査などの活動を行いました。

### (4) 北東北子ども環境サミット

第2回北東北三県知事サミットの合意に基づき、体験型の環境教育事業として、平成11年度から三県輪番で行っています。平成17年度は青森県、平成18年度は岩手県、平成19年度は秋田県が当番となり実施しました。

日時：平成19年8月3日～5日

場所：秋田県自然体験活動センター（八峰町）

参加者：小学生115名（うち秋田県40名）

引率者27名（うち秋田県14名）



ブナ林（留山）のハイキングの様子（八峰町）

### (5) 環境学習リーダー研修会

こどもエコクラブのサポーターや教職員を対象とした環境学習の研修を実施し、指導者としての能力を向上させるとともに、こどもエコクラブ活動の充実と地域の環境への取組の深化を図るために実施しました。

水環境調査リーダー研修会：25名

自然観察リーダー研修会：18名

大気環境調査リーダー研修会：14名



自然観察リーダー研修会での実習風景（五城目町）

## 2 環境保全に関する啓発事業

### (1) あきたエコ&リサイクルフェスティバル

県と県民、企業などのパートナーシップの下、大人と子どもが様々な催しものを通じて一緒に楽しみながら身近な「環境」について考えるイベントです。

平成19年度（第7回）の実施状況

日時：平成19年9月1日、2日

場所：秋田市

（JR秋田駅前アゴラ広場、大屋根広場）

出展数：企業、団体、行政機関等  
計43団体

来場者数：69,000人（推定）



第7回あきたエコ&リサイクルフェスティバル

## (2) 「環境の達人」地域派遣事業

環境に関する学習会に講師を派遣し、環境を大切にする意識の醸成に努めています。平成19年度は、21講座に講師を派遣し、1,217人が聴講しました。



自然観察会（秋田市立種平小学校）



豆腐作り（大仙市立双葉小学校）

## (3) 環境副読本の配布・活用

第2回北東北三県知事サミットの合意に基づき、毎年、小学校5年生用の環境副読本を作成し、県内の全ての小学校に配布しています。また、環境教育の連続性を図るために、中学校へも1部配布しました。

## (4) 環境大賞の表彰

環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体を「環境大賞」として表彰しています。平成19年度は6件が「環境大賞」に選考されました。

### ○平成19年度受賞者

部 門	活 動 者 名 称	活 動 内 容
地球温暖化防止部門	ヤマト運輸(株)秋田主管支店	Let's エコドライブ ストップ地球温暖化子供環境教室の開催
循環型社会形成部門	秋田菜の花ネットワーク	菜の花から秋田型の循環型社会をつくる
環境教育・学習部門	マックスバリュ東北(株)	こどもエコクラブ活動の支援
環境美化部門	刈和野昭和町河川愛護会	母なる川「雄物川」に感謝する環境美化活動
環境美化部門	田口政治郎	実生による桜の増植と庭園管理による環境美化
環境保全部門	大館自然の会	水源の森(テロロの森)及びトンボ公園創出の市民参加の活動

## 環境基本計画重点プロジェクトの進捗状況

項 目（単位）	基準年・値		H18	H19	目標値(H22)
環境あきた県民フォーラム会員数(団体・企業)(団体)	13	83	83	86	175
同 (個人)(人)	13	196	148	167	300
子どもエコクラブ登録数(クラブ)	13	50	109	92	100
環境カウンセラー登録数(人)	13	19	33	31	50
あきたエコマイスター登録数(累計)(人)	16	66	193	241	270
環境学習室利用者数(人)	13	836	1,045	—	2,000

# 第5章 共通的・基盤的施策の推進

## 共通的・基盤的施策の推進

県では、環境保全の促進を図るため、環境影響評価の推進や公害防止協定の締結を行っています。

また、県自らが環境ISOである「ISO14001」の認証を平成13年3月に受け、環境配慮に率先して取り組んでいます。

### 1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を実施しようとするとき、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や市町村などから意見を聴き、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

県では、平成12年7月に「秋田県環境影響評価条例」を制定し、18種類の事業を環境影響評価の対象としています。

### 2 環境マネジメントシステムの推進

秋田県庁環境マネジメントシステムは、県の事務・事業において環境に与える負荷を低減する取組を継続的に推進するため、「総合的な環境保全の施策」「公共事業における環境配慮」「省資源・省エネルギー等の率先実行（環境保全率先実行計画）」「環境関連法規等の順守」を基本方針に掲げ構築したものです。

県は平成13年3月にISO14001の認証を取得し、平成16年3月及び平成19年3月の審査において環境マネジメントシステムが有効に機能しているとの評価を受け、更新登録しています。

なお、県内のISO14001適合組織は平成19年度末現在で137組織となっています。

### 3 公害防止協定

公害防止協定は、自治体などと事業者との間で、公害を防止するため事業者がとるべき措置などについて取り決めるもので、法律や条例による規制を補い、地域の環境保全について一層の促進を図ろうとするものです。

秋田県では、主要企業5社6事業所と地元市を加えた三者で公害防止協定を締結しています。

## ●環境に関する問合せ先

課 所 名	電話番号	事 務 分 掌
環境あきた創造課	860-1571	環境基本条例、環境基本計画、環境白書、リサイクル製品認定制度
	860-1573	地球温暖化対策、省資源・省エネルギー、環境教育
// 環境管理室	860-1601	アスベスト対策、環境影響評価、P R T R、騒音・振動・悪臭対策
	860-1603	大気汚染常時監視、水質保全対策、ダイオキシン類対策、土壌汚染対策
// 八郎湖環境対策室	860-1631	八郎湖水質保全対策、八郎湖水質対策連絡協議会
// 菜の花バイオエネルギーチーム	860-1560	菜の花地域循環・菜種油の利活用促進、バイオエタノールの実用化の検討
環境整備課	860-1622	廃棄物処理計画、ごみゼロあきた推進事業、循環型社会形成推進基本計画
	860-1624	産業廃棄物処理施設・処理業の許可・指導、廃棄物不法投棄防止対策
	860-1625	産廃特措法関係事務、廃棄物不適正処理対策、廃棄物処理施設の技術指導
自然保護課	860-1613	自然ふれあい施策の推進、鳥獣保護事業計画、温泉保護対策、猟政事業
	860-1612	自然公園施設の企画・総合調整、自然公園事業等の許認可
鳥獣保護センター	852-2134	野生鳥獣の保護・収容・治療・訓練、環境と文化のむらの管理
健康環境センター	832-5005	調査研究の企画調整、普及啓発、研修指導
	863-1425	大気、水質、底質、騒音、調査及び玉川酸性水の影響、フッ素回収技術

## ●各地域における窓口

機 関 名	電 話 番 号	管 轄 地 域
北秋田地域振興局大館福祉環境部	0186-52-3953	大館市、鹿角市、小坂町
// 鷹巣阿仁福祉環境部	0186-62-1165	北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局福祉環境部	0185-55-8027	能代市、藤里町、三種町、八峰町
秋田地域振興局福祉環境部	018-855-5173	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利地域振興局福祉環境部	0184-22-4121	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局福祉環境部	0187-63-3683	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局福祉環境部	0182-32-4005	横手市
雄勝地域振興局福祉環境部	0183-73-6157	湯沢市、羽後町、東成瀬村



平成20年版 環境白書概要版

平成21年1月

秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881

平成20年版 環境白書の本編、資料編は、次のURLからダウンロードできます。  
本編では地球温暖化対策の動向や循環型社会構築への取組、八郎湖の水質保全対策などを、  
より詳しく解説しています。

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/kankyoho/>

